



三重県公報

令和2年9月8日 (火)
 第 139 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
590	介護保険法の規定による介護老人福祉施設の指定	(長寿介護課)	2
591	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
592	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	2
593	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(水産振興課)	2
594	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都市政策課)	3
595	同件	(同)	3
596	同件	(同)	4
597	同件	(同)	4
598	同件	(同)	4
599	同件	(同)	4
600	同件	(同)	5
601	同件	(同)	5
602	同件	(同)	5
603	同件	(同)	5
604	同件	(同)	6
選 管 告 示			
35	三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	6
36	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(同)	7
37	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	7
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	8
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	8
	農業振興地域の区域の変更	(同)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	8
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(文化振興課)	9
	落札者を決定した旨	(警察本部)	12

告 示

三重県告示第 590 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定しました。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	入 所 定 員
2470506045	特別養護老人ホーム ときの音色	津市中村町字日向 745 番 25	社会福祉法人大和高原育成福祉会	奈良県奈良市都祁友田町 515 番地の 1	令和 2 年 9 月 1 日	60

三重県告示第 591 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	ナロー薬局川越店	三重郡川越町大字豊田一色 字前浪 273-3		薬局	令和 2 年 8 月 1 日

三重県告示第 592 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞 退 年 月 日
薬局	鈴鹿ロボケアセンター訪問看護ステーション	鈴鹿市南玉垣町 3500 番地 3 鈴鹿医療科学大学白子キャンパス内		訪問看護	令和 2 年 7 月 27 日

三重県告示第 593 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 22 年三重県告示第 507 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

甲賀・志島区域 （三重外漁業協同組合のうち甲賀及び志島の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）のうち甲賀地区の者が営む漁業 ② 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）のうち志島地区の者が営む漁業 ③ 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業）のうち甲賀地区の者が営む漁業 ④ 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業）のうち志島地区の者が営む漁業 ⑤ 雑魚定置漁業及び小型定置漁業 ⑥ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。）
------------------------------------	---

	⑦ ①、②、③、④、⑤及び⑥以外の漁業
--	---------------------

を
「

甲賀・志島区域 (三重外湾漁業協同組合のうち甲賀及び志島の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業)のうち甲賀地区の者が営む漁業 ② 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業)のうち志島地区の者が営む漁業 ③ 小型釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業)のうち甲賀地区の者が営む漁業 ④ 小型釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業)のうち志島地区の者が営む漁業 ⑤ 雑魚定置漁業及び小型定置漁業 ⑥ その他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ⑦ ①、②、③、④、⑤及び⑥以外の漁業
畔名区域 (三重外湾漁業協同組合のうち畔名の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業) ③ ①及び②以外の漁業
名田区域 (三重外湾漁業協同組合のうち名田の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業) ③ ①及び②以外の漁業

に改める。

三重県告示第 594 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 595 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥羽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 596 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 597 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
南勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 598 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 599 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
名張都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 600 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
尾鷲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 601 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
熊野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 602 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
紀伊長島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 603 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
御浜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 604 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鈴鹿都市計画区域区分（道伯・稲生地区、野町南部地区、道伯地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 35 号

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

三重県選挙管理委員会規程（昭和 44 年三重県選挙管理委員会告示第 28 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（地方書記室の分掌事務）</p> <p>第 16 条 地方書記室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自治法、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「公選法」という。）、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 22 年法律第 136 号）及び<u>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）</u>の規定による選挙又は投票に関して、市町の選挙管理委員会に対し、必要な助言をすること。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>別表（第 11 条関係） 1～4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（地方書記室の分掌事務）</p> <p>第 16 条 地方書記室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自治法、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「公選法」という。）、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 22 年法律第 136 号）、<u>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）</u>、<u>農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）</u>及び<u>土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）</u>の規定による選挙又は投票に関して、市町の選挙管理委員会に対し、必要な助言をすること。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>別表（第 11 条関係） 1～4 （略）</p> <p>5 <u>土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）</u>第 5 条第 1 項の規定により土地改良区の総代選挙を管理すべき市町の選挙管理委員会を指定すること。</p>

5～10 (略)

6～11 (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 36 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
奥山 しげきを励ます会	奥 村 信 次	奥 山 恵 子	度会郡大紀町滝原 1327-2	令和 2 年 7 月 3 日	
せさき伸一後援会	野 村 要 一	野 村 要 一	鳥羽市畔蛸町 127-11	令和 2 年 2 月 25 日	
せさき伸一をはげます会	瀬 崎 博 臣	野 村 要 一	鳥羽市畔蛸町 187	令和 2 年 2 月 25 日	
横山円吉後援会	横 山 円 吉	横 山 円 吉	三重郡菟野町菟野 2636-1	令和 2 年 8 月 17 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県医療会支部	二 井 栄	代表者	二 井 栄	松 本 純 一	令和 2 年 7 月 18 日	政党
		会計責任者	馬 岡 晋	二 井 栄	令和 2 年 7 月 30 日	
桑名薬剤師連盟	関 戸 雅 喜	代表者	関 戸 雅 喜	田 崎 文 昭	令和 2 年 6 月 13 日	
		会計責任者	佐 藤 宏 樹	関 戸 雅 喜		
日本臨床検査技師連盟三重県支部	別 當 勝 紀	会計責任者	日 置 俊	笠 井 久 豊	令和 2 年 7 月 1 日	
三重県医師連盟	二 井 栄	代表者	二 井 栄	松 本 純 一	令和 2 年 7 月 18 日	
		会計責任者	馬 岡 晋	二 井 栄	令和 2 年 7 月 30 日	
三重県獣医師連盟	橋 爪 俊 裕	主たる事務所	津市桜橋一丁目 649	津市丸之内 24-16	令和 2 年 7 月 1 日	

三重県選挙管理委員会告示第 37 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 9 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
片山秀樹後援会	片 山 旭	令和 2 年 5 月 15 日	

市民改革の会・嬉野
日本国家党君元ト

梅本啓一 令和元年12月31日
小崎洋 令和2年5月25日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和2年9月8日

三重県知事 鈴木英敬

宮川右岸御菌土地改良区（伊勢市御菌町長屋1221番地）

退任理事

伊勢市御菌町高向2473番地

辻村久和

〃 〃 〃 2655番地

森一也

就任理事

伊勢市御菌町高向3501番地1

大西正明

〃 〃 〃 2621番地

森北利幸

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宮川右岸御菌土地改良区（伊勢市御菌町長屋1221番地）の定款の変更を認可しました。

令和2年9月8日

三重県知事 鈴木英敬

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

令和2年9月8日

三重県知事 鈴木英敬

1 農業振興地域

鈴鹿地域

2 農業振興地域の区域

平面図で示した部分に該当する土地の区域

平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課及び四日市農林事務所に備え置いて縦覧に供します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和2年9月8日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年 8月20日	亀山市川合町字若桜1307-1ほか4筆及び字上椎木1416-1ほか6筆	亀山市川合町字若桜1333-1 広伊建設株式会社 代表取締役 伊藤暢行
令和2年 8月20日	三重郡川越町大字当新田字福崎243-1	四日市市大字西阿倉川1504-3 有限会社イクエー 代表取締役 木下卓也
令和2年 8月21日	いなべ市員弁町松之木字五軒屋373-1ほか4筆	三重郡朝日町大字縄生342-1 株式会社高橋地所 代表取締役 高橋松太郎
令和2年 8月25日	多気郡明和町大字上野字車里315-1ほか11筆	多気郡明和町大字有爾中212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東谷泰介

令和2年 8月26日	員弁郡東員町大字山田字鳥取 1132-1 の一部ほか、6 筆及び字角貝戸 278-1 ほか2筆ほか	いなべ市北勢町阿下喜 2723-2 川瀬開発不動産 代表 川瀬 正 人 丸正建設有限会社 代表取締役 川瀬 正 人
令和2年 8月28日	伊勢市黒瀬町字五之坪 754 ほか2筆	伊勢市岩渕1丁目16-1 株式会社丸彦 代表取締役 酒 徳 泰 彦
令和2年 8月28日	伊賀市平野中川原 560 ほか 10 筆及び小田町字泥畑 315-1 ほか2筆ほか	大阪府大阪市住之江区新北島1丁目2-1 オス カードリーム5階 株式会社キンキエステート 代表取締役 中 村 正 彦
令和2年 8月31日	三重郡菰野町大字音羽字東雲 627 の一部	三重郡菰野町大字菰野 2957 エスペランス I 203 吉 田 和 成

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和2年9月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 案件名
三重県総合文化センター吸収式冷暖房機分解整備工事
- (2) 内容
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和3年2月26日（金）までとします。
- (4) 履行場所
三重県総合文化センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 施工対象機器メーカーに吸収式冷暖房機サービス代行店として登録された者であること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和2年9月29日(火)12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 施工対象機器メーカーに吸収式冷暖房機サービス代行店として登録された者であることが確認できる資料

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 奥村
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒515-8570 三重県津市広明13番地
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 太田
電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和2年10月21日(水)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和2年10月15日(木)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年10月21日(水)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和2年10月21日(水)14時30分

なお、入札書は令和2年10月12日(月)から同月21日(水)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒515-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部文化振興課拠点連携班

案件名 三重県総合文化センター吸収式冷暖房機分解整備工事

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和2年10月21日(水)14時35分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当

該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とします。で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Absorption type air conditioner overhaul construction at Mie Center for Arts

- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 14:30 on Wednesday, October 21, 2020.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, October 12, 2020 and 14:30 on Wednesday, October 21, 2020.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 14:35 on Wednesday, October 21, 2020.
- (4) Managing Authority :
Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2233
-

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年9月8日

三重県警察本部長 岡 素彦

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県警察本部で使用する電気（予定使用量）2,690,100kwh |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課施設室管財係 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和2年8月6日 |
| 4 | 落 札 者 | 福岡県福岡市中央区薬院1丁目14番5号 MG薬院ビル
株式会社ホープ 代表取締役 時津 孝康 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 43,611,510円（税込） |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和2年6月12日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
